

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ 徴収猶予の「特例制度」 無担保・延滞金なし

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。



対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に
係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象となります。
- これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- 関係法令の施行から2か月後(令和2年6月30日(火))または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を税務課に提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

■お問合せ 税務課 ☎22-8841

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする 国民年金保険料免除について

令和2年5月1日(金)から、新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時による特例免除申請の受付手続が開始されました。

対象となる方

- 以下の2点をいずれも満たした方が対象となります。
- (1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
 - (2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となります。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
2. 所得の申立書

申請方法

- ・ 申請書・申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。記入例もご参照ください。
- ・ 提出先は、役場住民課および各支所地域振興課または田辺年金事務所です。

*新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 田辺年金事務所 ☎0739-24-0432

新型コロナウイルス感染症緊急対策

日高川町持続化支援金



目的

日高川町では、新型コロナウイルス感染症拡大によって、特に大きな影響を受ける町内で経営を行う事業者の事業継続支援を図るため、中小企業庁 令和2年度補正持続化給付金(以下「国給付金」という。)の給付を受けた事業者に対し、

町独自に上乗せで支援金を交付することを目的としています。

対象者

新型コロナ感染症拡大により、特に大きな影響を受け、事業の継続・再起の糧とするために

国給付金の給付を受けた日高川町内で経営を行う事業者

支援金額

国給付金の20%を限度(1,000円未満切り捨てで算出)

最大で法人は**40万円**、個人事業者は**20万円**



申請手続きについて

国給付金の給付決定後の申請となります。

申請場所は、役場本庁の企画政策課となります。※印鑑をご持参ください。(訂正の際、必要となります。)

申請期限は、**令和3年2月28日(日)**となります。

提出書類

- (1) 日高川町持続化支援金交付申請書
- (2) 国給付金の給付通知書(写) ※申請の際には**原本**をご持参ください。
- (3) 日高川町持続化支援金交付請求書(金額・日付欄は空白のままご提出ください。)
- (4) 支援金お振込先通帳(写)



■お問合せ 企画政策課 ☎22-2041

新型コロナ関連情報

新型コロナウイルス関連のさまざまな情報をとりまとめて、町ホームページで随時最新情報を発信しています。

詳しくは、下記URLまたはQRコードからホームページをご確認ください。

<http://www.town.hidakagawa.lg.jp/information/2019-ncov.html>

